

積算システム利用手順書について

公益財団法人神奈川県都市整備技術センター（以下、「センター」という。）が運営管理している「神奈川県版積算システム」（以下、「積算システム」という。）を利用するにあたり、積算システム利用規約書に同意し、以下の事務手続きを行う必要があります。

◆：受注者が行うこと

○：センターが行うこと

1 発注者支援業務を契約したら

- ◆受注者は、積算システム利用規約書の記載内容を理解する。
- ◆受注者は、積算システム利用申込書に必要事項を記載し、調査職員の確認及び署名を受けた後、センターへ提出する。
- ◆受注者は、利用料金をセンターの指定の口座に振込をする。
- 積算システム利用申込書に記載されている内容及び利用料金の振込を確認後、積算システム利用許可書を電子メールで送付する。
※利用料金の入金確認には、2～3日程度かかることがあります。
- ◆受注者は、積算システム利用許可書を受領後に、利用許可書に記載された日程を確認し、技術センターへ受注者のコンピュータへのソフトウェアインストール希望日を電子メールで依頼する。

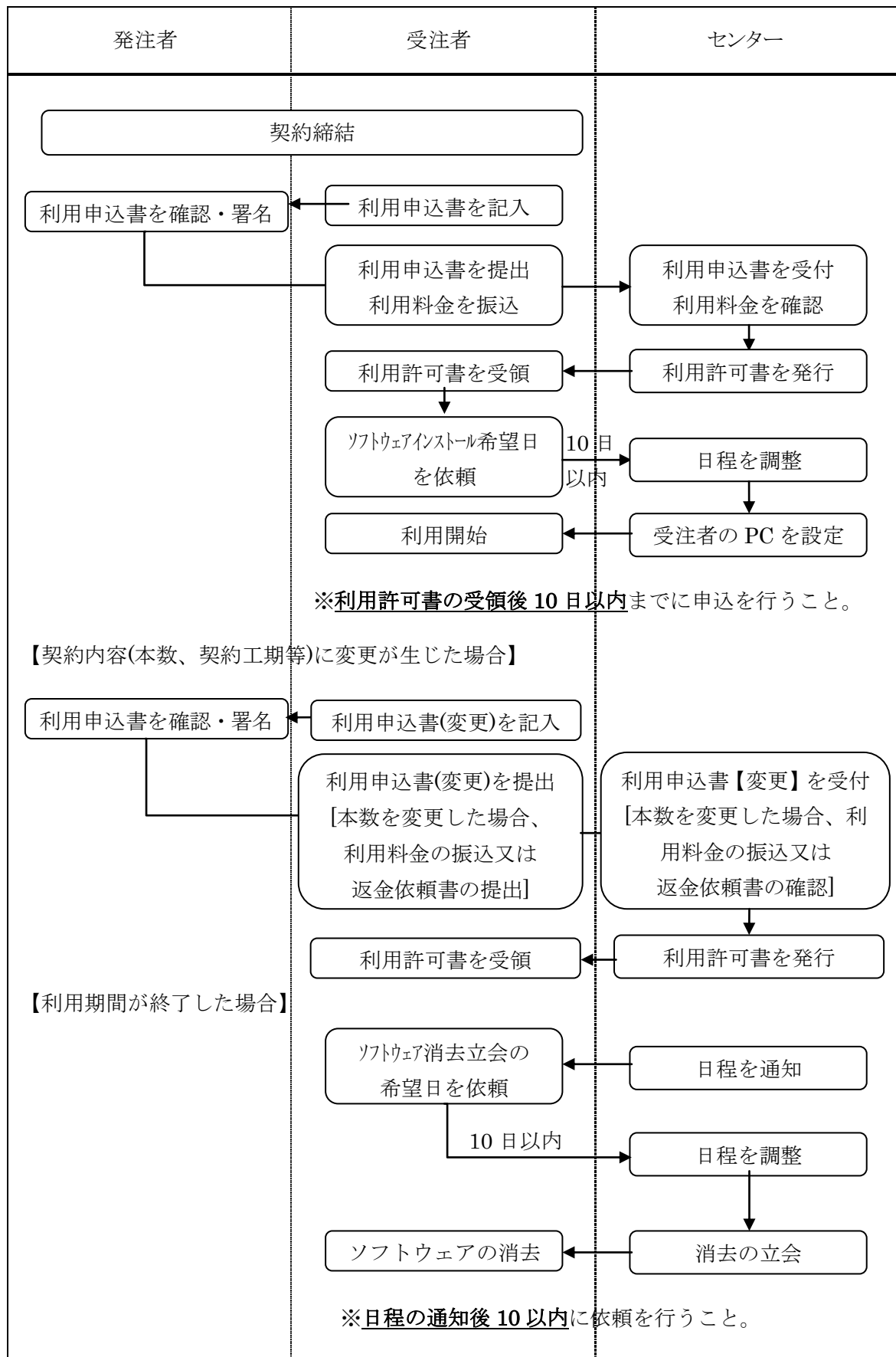
2 積算システム利用申込書に変更が生じた場合

- ◆受注者は、積算システム利用申込書に変更が生じた場合、積算システム利用申込書（変更）に必要事項を記載し、調査職員からの確認及び署名後にセンターへ提出します。
- ◆受注者は、積算システム利用本数が増加した場合、追加分の利用料金をセンターの指定の口座に振込みます。また、積算システム利用本数が減少した場合、返金依頼書をセンターへ提出します。
- 技術センターは、積算システム利用申込書（変更）の記載されている内容及び追加分の利用料金の振込又は返金依頼書の確認後、積算システム利用許可書を電子メールで送付する。

3 積算システム利用期間の終了、積算システム利用の途中解除

- ◆受注者は、途中解除を行う場合、積算システム利用解除書に必要事項を記載し、技術センターへ提出します。
- ◆受注者は、積算システム利用期間が終了した後、技術センターから通知されたソフトウェア消去立会の日程から、希望日を電子メールで依頼する。

《発注者支援用積算システム運用手順フロー》



※発注者及び受注者からの申請内容が一致していない場合、利用申請を受理できません。